（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の一部改正）

第十四条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する等の省令（平成九年厚生省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十八条第一項第十二号ロ中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による還付の請求手続に関する省令の一部改正）

第十五条　国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律附則第二項の規定による還付の請求手続に関する省令（平成十一年厚生省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同号ロ中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則（平成十三年厚生労働省令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第六号中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

（厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十七条　厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成十四年厚生労働省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第八号ロ中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

（北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令の一部改正）

第十八条　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律に基づく国民年金の特例に関する省令（平成十四年厚生労働省令第百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号イ中「預金通帳の記号番号」を「預金口座の口座番号」に改め、同号ロ中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第七号ロ中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

（厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第二十条　厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第七号中「若しくは」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって」を加え、「以下同じ。）を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「）の業務を行うもの」に改める。

第七条第一項第四号及び第十六条第一項中「郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業を営む」を削る。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則の一部改正）

第二十一条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第七号ロ中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二十二条　ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「又は」の下に「郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって」を加え、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第二十三条　厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第四号中「営業所又は」を「営業所若しくは郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であって」に、「を営む郵便局（郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する郵便局」を「の業務を行うもの」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十六号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十六条第四項、第十八条第三項、第十九条第四項、第二十二条第二項及び第二十三条第二項並びに厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百五十三条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日　　厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「九人」を「十人」に改める。

第六十二条（見出しを含む。）中「中国孤児等対策室」を「中国残留邦人等支援室」に改める。

第六十四条の見出し中「障害福祉監査官」の下に「、障害福祉サービス業務監視専門官」を加え、同条第一項中「以内及び」を「以内、障害福祉サービス業務監視専門官一人及び」に改め、同条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8　障害福祉サービス業務監視専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

二　障害者自立支援法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。